

税関における包括許可の確認方法について

平成22・11・02貿局第3号・輸出注意事項22第37号

平成22年12月6日 経済産業省貿易経済協力局

最終改正 20120814貿局第1号・輸出注意事項24第56号

平成24年8月28日 経済産業省貿易経済協力局

一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可、特定包括輸出許可、特別返品等包括輸出・役務取引許可又は特定子会社包括輸出・役務取引許可に係る輸出令第5条（税関の確認）に基づく確認については、その取扱いを下記のように定め、平成23年4月1日より実施する。

なお、本件の実施に伴い、「税関における包括許可の確認方法について（お知らせ）（平成8年9月12日付け）」は、平成23年3月31日限り、廃止する。

記

一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可、特定包括輸出許可、特別返品等包括輸出・役務取引許可又は特定子会社包括輸出・役務取引許可を受けている輸出者においては、通関手続きを行う際、以下の事項をインボイスに記載するものとする。これに基づき、税関は当該貨物が包括許可の対象貨物であるかどうかの確認を行う。（なお、税関の確認に用いたインボイスについては、当該書類の写しを、包括許可取扱要領（平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局貿第1号・輸出注意事項17第7号。以下「包括許可要領」という。）中の規定に基づき、輸出を行った際の資料として輸出管理内部規程（一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可にあつては、許可条件）に基づき保存するものとする。）

輸出しようとする貨物について、包括許可の対象貨物に該当する「輸出貿易管理令」（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第1の『項』及び『番号』並びに「輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令」（平成3年通商産業省令第49号。以下「貨物等省令」という。）の『該当規定』をインボイスに記載するものとする。

ただし、輸出令別表第1の『項』又は『番号』に掲げる貨物の全てが一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可又は特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の対象となっているような場合（税関が、政令の『項』及び『番号』のみの記載でも一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可又は特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の対象貨物であることを容易に確認できる場合）には、例外的に省令の『該当規定』の記載を省略することができる。

（記載例1）5の項（2） 貨物等省令第4条第一号ロ

（記載例2）5－2 4－1－ロ

なお、該当規定の記載のみでは一般包括許可又は特別一般包括許可の対象か否か判別できない場合には、当該貨物の概要についても一般包括許可又は特別一般包括許可の対象であることが判別できるように、インボイスに記載するものとする。

（記載例3）3の項（1） 貨物等省令第2条第1項第一号ニ ジメチルアミン
2 k g

また、包括許可要領Ⅱの4（1）②に規定する「返送に係る輸出」を行う場合は、同②イからハの規定のいずれに該当する輸出であるか（「返送イ」、「返送ロ」又は「返送ハ」と記載）及び輸出の理由についてもインボイスに記載するものとする。当該輸出であって、輸出令別表第1の2の項から15の項までの中欄に掲げる貨物であるか16の項の中欄に掲げる貨物であるか必ずしも明らかでないものの輸出を行う場合にあっては、当該貨物の概要及び当該貨物が該非不明である旨について必ずインボイスに記載するものとする。

（記載例4）15の項（2） 貨物等省令第14条第二号イ、返送イ（本邦から輸出された貨物であって、検査のために輸入された貨物の輸出）

（記載例5）重力計1基（該非不明）、返送ロ（誤送品の返送のために行う輸出）

本件についての問い合わせ先

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課